

第4章 昭和時代(戦前)

昭和元年～昭和20年(1926～1945)

第1節 当時の農業事情

大正時代の経済不況が回復しないまま昭和を迎えた。昭和4年(1929)の世界大恐慌にはじまり昭和5年(1930)には日本にも農業恐慌の波がおしよ せた。農村の不況による農家の困窮が回復しないまま昭和12年には日華事変がはじまり、太平洋戦争に突入して行った。まさに農業恐慌と戦時下への対応との 激動の時代といえる。農業恐慌の時代には、米、米価の急落により農家経済は破局状態に陥った。政府は救農活動、経済更正の対策をとった時代である。また戦 時下においては農家は労力や資材の不足と災害を受けながらも食糧増産と軍需用農産物の供出、厳しい生産統制を受け、国をあけての戦時下政策をとった時代である。

1.農業の概況

徳島県の昭和前期における総世帯数は年々増加し昭和元年に対して昭和10年は12%増、20年は26%増と なった。一方、農家戸数の推移は2.5%内外 の増減で変動は少なかった。こうしたことから農家率は昭和元年が大正期と同様の61%であったが昭和10年には56%、18年には53%と年々減少している。専業別にみると専業は昭和初期は大正時代同様67%で経過したが経済不況とともに他産業の不振、戦時体制の深まりとともに、71%から74%へ増加した。(昭和15年)。

この期の自小作農家の割合をみると、自小作農家は約38～40%、自小作農家は39～42%、小作農家は18～21%であり、小作をしている農家が約60%もあった。本県の小作料は実収高に対して一毛作で47.5%(全国平均45.8%)二毛田作では麦小作料を加えると55%(全国平均49.8%)で 全国に比べて高かった。土地所有の状況をみると昭和16年の統計資料では田1ha以下の所有者が93%との所有面積は全農地の58%にすぎなく、畑も1ha以下の所有者が96%で64%の所有者であり、少数の大規模農家と多数の零細農家とで構成されていた。

昭和元年の耕地面積は53,805町歩で内水田は28,797町歩、畑は25,007町歩であった。水田は農業恐慌の頃から減少しはじめ昭和8年には昭和 元年に対し3%減少した。その後食糧増産対策のため増加したものの戦争の末期には5%減少した。畑は昭和3年までは増加したが、農業恐慌がはじまる と減少 しはじめ水田と同様の推移を経て昭和20年には昭和元年に対し15%減少した。

2.農業恐慌下における農業の動き

(1)農村不況

大正時代からの農村不況は、ますます深化した。昭和2年にはじまる金融恐慌による経済界の不景気により、1929年の世界大恐慌の影響を受けて米価、繭は急 落し農村は深刻な事態に陥った。農会報によると昭和4年(1929)に帝国農会が実施した農家負債調査では19道府県、1,500町村の集計から、信用組 合、頼母子講、個人貸付、一般人より貸付けた金額19億円、さらに銀行、保険会社、無盡業者その他の貸付金を合わせると40億円をこえ、調査もれ、負債 増加を考慮すると50億円になり農家一戸当たり約900円になると推算された とある。これは大正3年に比べて3倍以上にのぼるものであった。

経済不況に伴い、昭和初期から数年農産物価格は低落がつづいた。不景気はあらゆる商品に価格下落をまねいたのであるが、生産資材に対する農産物の下落が 大きく、農家の生産する商品は、企業が生産する商品に比べていかに不利であるかを身をもって体験させられた。農林省農務局による農務時報によると、一戸当り農家の現金収入は、昭和4年に農産物970円、その他263円、計1,233円が昭和6年にはそれぞれ493円、167円、計660円、昭和9年には、553円、226円、計779円となり収入計が減少し、なかでも農産物による現金収入の減少が目立った。一方、農外収入の減少はそれほどもなく農家 経済にとって重要な収入源であった。また現金支出をみると、昭和4年の農業経営費371円、農外支出32円、家計支出506円、公租公課83円、計992円、昭和6年にはそれぞれ212円、34円、334円、67円、計647円、昭和9年は241円、29円、341円、61円で計672円であった。現金支出は減少し農業経営費と家計費の支出をおさえていることが伺える。

農村価格維持問題について農村における失業問題がおこった。経済恐慌による産業の整理緊縮により都市失業者が農村に漂流した。農村は都市労働者を受け入 れるかっこうの場であり農村は飽和状態となった。また従来兼業農家だった者が、専業農家とならざるを得なくなった。農家経済の合理化は、農村過剰人口をぬきにして考えられなくなってきた。政府はこれに対し昭和5年(1930)農山漁村失業救済として畜産、水産諸施設 の設置、開墾および耕地の改良、林道の開 さく、桑園の改植、牧野整備、副業に関する施設等、応急対策として低利資金を7,000万円融資をし、県、町村を通じて各事業組合に貸付けた。農会報440号によると本県の割当では、132万円の要求に対して68万3,000円の割当額であった。

県農会では、農産物価格維持高揚のため農産物販売額増進事業を帝国農会統一のもとに行った。また直営事業として米の経済的多収糧、農業経営の合理化普及奨 励を行いお手本農家の設置をし指導を行った。また自力更正、農会国政政策の自力更正を訴え、各県へも要望し、農村自力更正計画を樹立することを協定した。

(2)農山漁村経済更正計画

農会は、あいつぐ不況の中にあつて、農村経済の更正のため農会会長より自力更正をととなえ、各府県に要望すると同時に町村会主体のもとに農村自力更正産業計画を樹立することを協定し、基本調査と産業計画の大綱を協定した。

経済更正計画は5か年の実施予定で大半が増産と経営改善指導を中心とした内容のものである。本県では136町村中65か町村の指定を申請し、窮迫の程度 の濃い町村から順次計画を立てる方針であった。農会報によると昭和8年度には5町村を、昭和10年ですでに35か・町村(全国3,000)が計画樹立町村の 指定を受けた。なお政府は、昭和11年(1936)6月には国の農山漁村経済更正特別助成規則を定め、今後10か年計画で町村に対し助成する方針を出した。

(3)主要作物の変遷と生産の奨励

かつて明治後期に吉野川中下流の地帯に35%内外(1万5000ha)を占めていた藍は昭和2年(1927)にわず か681ha、昭和10年には244haに減少していた。夏作には藍、冬作にはダイコン、ソラマメが多かった が、藍の減少に伴い、水稻-水田裏作麦の作付体系やクワ、果樹に変わっていった。

水稻は昭和初期に2万8000町歩あり、徐々に減少はしたものの栽培面積の変動は少ない。麦は作付の減少の中で水田裏作麦が増加した。麦の約85%が裸 麦であったが昭和7年より小麦の増産5ヵ年計画により奨励品決定試験等を行い生産対策の強化をはかった。これは人口増とそれに伴う消費量の増加、さらに 数年来の農村不況に対応して休閑地利用を目的にしたものだった。野菜の中では、特産品としてダイコンがあった。大正末期から昭和前期には沢庵の需要がのび1,800haの生産を行っていた。当時市場からも良品種の原料用ダイコンが要望されていたため農業試験場ではダイコンの品種改良試験を行った。そして昭 和5年には「阿波中生一号」、昭和7年には「阿波晩生一号」、昭和10年には「阿波中生二号」を育成し、これが普及すると共に市場での評価が高く一大産地 の礎となった。その他野菜の中でこの期間作付面積の多い品目にはジャガイモ(昭和12年750町歩)、サトイモ(昭和12年1,100町歩)、ソラマメ(昭和12年1,000町歩)があり、ジャガイモはその後も増加した品目である。また果樹は宅地利用の範囲を出ていなかったものが、藍等の衰退作目に代 わって、また開墾や造成により日本ナシ、カキ、柑橘類の栽培面積が増加してきた。これに伴い農業試験場も果樹指導の必要性から試験地の設置を行った。

①米

米は従来から不足気味であったため米の供給不足に対しては、内地および植民地米の生産・増殖を行った。この生産増殖の方法としては開こん造成法、耕地整 理法、朝鮮・台湾大規模増殖計画をたて、内地米と同一品化を進めた。当時、朝鮮の地主は倉を持たないためすぐ換金する習慣があり、また台湾では雨が多いこ とから貯蔵しないですぐ販売する習慣があり、収穫3か月後には生産費の安い米が出まわり、台湾米は7月に内地で販売された。その結果季節的暴落がいつそ うはげしくなった。これに対して内地米生産費を基準にした最低価格の制定や植民地米輸入制限を要望する意見が出た。昭和前期における米の作況は変動をくり返し、また米価においても変動があつてその傾向は明らかでない。農家はもうけを計画するよりも不安定な米価変動の被害を最少限にいとめる工夫をするようになった。

米穀法は、大正9年(1921)に暴騰されたものの、その後も米価の変動が続き昭和3年(1928)に全国米穀取引所連合会においては、米価の暴騰、暴 落の抑制能力がないと批判した。これに対し農林省では米穀法制定前後8か年の変動状況を調査し、つぎのように発表している。

米穀法施行前後の米価比較表

米価格を設定し公定最低価格いつでも政府が買収した。当時の県産 普通米で 1 石、3 等で 23.12 円であった。昭和 8 年産は昭和の戦前では最高の豊作となった結果買上けてくる、売るなら今だ！」という 考えで売却しても農家の保有米さえなくなった。従って昭和 9 年産米には、先般買い上げた政府古米を精白米で払い下げる。さらに昭和 9 年産は、空梅雨の上 9 月 21 日には室生連雨、今全国的には寒害 寒害 寒害と重なり大に反

昭和	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1石1斗作付価格	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120	23,000

第1図 徳島県の水稻作付面積と反収

施行後

大正10	11	12	13	14	15	昭和2	3
29.20	36.85	31.57	37.64	41.97	38.47	35.86	31.38

米穀法施行前後8カ年間の米価値間比較表(平均のみ抜粋 (資料は農会報385号))

昭和5年産は大豊作で過剰となり、米価が下落し農家購買力はますます減退した。農会による経営調査によると、本県の昭和5年産米の米価が石あたり18円、生 産費23円で農家は5円の赤字となったと言われている。昭和6年は不作で過去5ヵ年平均に対して約9割しかとれなかったが昭和7年産は、ほぼ平年並みの収穫があった。米穀統制法が昭和8年3月29日に制定され(11月1日施行)、公定価格を設定し公定最低価格でいつでも政府が買取るようになった。当時の県産 普通米で1石、3等で23.12円であった。ところが昭和8年産は昭和の戦前では最高の豊作となった結果、ところが買上げてくれる、売るなら今だ！」という 考えで売却してしまったため農家の保有米さえなくなった。従って昭和9年産米の収穫前には、先般買い上げた政府古米を精白米で払い下げる こととなった。さらに昭和9年産は、空梅雨の上9月21日には室戸台風が襲来し、全国的には寒害、旱害、風害、潮害と重なり大区作となり麦や雑穀まで区作になって従来の苦 況に拍車をかける結果となった。昭和10年産米は、また区作にみまわれたが昭和11年はようやう豊作となった。12年は再度不作にみまわれその年の収穫を 待たずして戦時体制に没入した。

②小麦

昭和7年に食糧政策として小麦増殖奨励を行った。人口増とパン・ビスケット等の消費の増加から需要量が高まったことや農家の経済不況に対し経営改善の面 から土地・労働力の有効利用として裏作麦の導入をはかった。そして増産の余地については、既存裏作可能水田と排水工事に有効な作付可能地の拡大が見込まれるという計画だった。もう一つは当時の単位面積あたりの生産量は少なく、試験研究所の結果まだまだ増収が期待できると見込んでいた。対策としては輸入品の関税 引き上げと品種育成を強化する方針を立てた。農会報によると本県の小麦の作付面積は2,993町歩(昭和6年)で、6,000町歩への増殖計画であり、その 具体的方法として裸麦2万3400町歩のうち小麦作へ2,300町歩、他の冬作物から100町歩を計画し、残りの600町歩を開こんによるう内容であった。計画した採種圃には1反2斗以上の奨励金をつけ、そして増加面積には1/2の種子代補助を行った。県農試においても原種生産を行い品種改良の試験 も実施した。そして、県農会では、印刷物、ポスターの発行、映画会の開催、県では講習会の開催をする等小麦作の奨励宣伝を行った。

③養蚕

大正末期から桑園面積は増加し、昭和前期は正に蚕業の黄金時代であった。ことに昭和3年頃から急増し、昭和5年には1万240町歩の最高におよんだ。しかし農業恐慌の影響を最も受けた部門で繭価は下落し、4万戸の農家は大打撃を受けたものの、昭和14年頃まで8,000町歩を維持してきた。主な産地は阿 波、麻植、美馬、三好、名西でこれらの地域での経営は米、麦、養蚕が中心で特に養蚕は主業的な位置を占めた。昭和5年には経営改善のための指導桑園を設置 し、自給肥料の増産と合せて多収、県率増産の指導を行った。昭和6年には、蚕糸業組合法が制定され、県養蚕組合連合会が各郡、町村にも設立された。養蚕業 の改良・発達のための統制を企画し整理取引の改善をはかった。しかし、昭和7年には政府の方針により桑園整理、改植を奨励し、農会報によると①と整理分別は68町、改植分別は136町で、それらは麦61町6反、野菜20町2反、稲作12町2反、果樹3町9反の作付に変わっていった。

本県の養蚕の特徴を県最高の収繭量を得た昭和8年でみると、反あたり収繭量24貫余で全国平均15貫に比べればはるかに高かった。また1戸あたり県平均2反4畝、収繭量60貫400匁でその価格327円、養蚕主業地帯では、488万円に達し主要な収入であった(同年農業収入687円、農外収入233円、計921円)。

(4)副業の振興

県は大正15年度から副業振興奨励金交付規程を設けて副業組合の設立事業と郡単位の勸業団体における副業奨励施設を奨励し、農林振興の柱とした。

昭和2年(1927)10月下旬には大阪販売額旋主催による副産品展示即売会を開催し、販路拡大をはかった。また農会でも昭和3年の技術員の会において 事業方針として農業経営の振興の一つとして農家収入の増加のための副業振興をあげた。この頃の副業としては代表的なものとして農産関係品(果実、野菜、タ バコ、タケノコ、沢庵漬、干柿、干柿、和紙、わら製品)、林産関係品(椎茸、松茸、竹製品、下駄、木工)、畜産関係品(養鶏、養蜂、養豚、獣皮)、水 産関係品(鯉、鰻、鮎、金魚、のり、若布)、雑工品(傘、漆器、藤製品)が含まれていた。いつでもできる、誰でもできる、貯蔵性があることを条件に、老若 男女を問わず家族内労力を有効利用させることを目的にして個々の農家における零細な余剰労力を集積して地域的な産業に発達させるために、品目選定と技術指導を行った。さらに農会では、販売改善にも力を注いだ。大正末期と昭和・7・8年の生産量は変わらないのに農村の収入は半分に減っている原因は農産物の安い 価格の低迷にあるとし「市場における価格決定は需要と供給により法定され、生産費により決められるのではない。従って市場価格の決定権を持つには、系統出荷による量の安定確保に外ならない。」と指導していた。県内生産総額2,260万円のうち販売品は670万円、さらにそのうち45%の300万円が市場へ出荷されており、うち43%の130万円しか系統出荷されていないのが現状であり、まず300万円分の系統出荷へ統制して一本化を進めた。

(5)自給肥料の増産

第一次世界大戦を契機として日本の肥料工業は急速に発達し、化学肥料の国内生産が増加した。昭和に入るとほとんど国内自給の体制が整い、化学肥料ブームが訪れ、産業組合や肥料問屋の売込みが展開された。

しかし、経済不況に伴い生産物の販売価格の低迷と生産資材の相対的高値のため、節約による経営の合理化が必要となった。ことに米の生産費の現金支出のうち 肥料代は5年度生産費調査結果では約50%(直接的生産費中)を占めていた。肥料の消費は減少していったが、昭和7年頃から再び増加し始めた。肥料消 費総額にみるると自給肥料の割合は県の肥料統計からみると47%で自給肥料の増産は農家経済上緊急を要するとし、県は昭和8年(1933)から自給肥料改良 増産奨励施設事業を行っている。その主な内容は、堆肥の改良増産指導地の設置、堆肥増施比較、金肥との消費比較、速成堆肥製造の講習会、堆肥改良増産競技 会開催、緑肥の改良増殖、ゲンゲ採種圃設置10か所、緑肥種子購入と配布およびゲンゲ根粒菌培養配布、草木灰貯蔵施設補助、市町村養蚕実行組合の自給肥料 関連事業、普及宣傳等であった。速成堆肥製造の講習会、根粒菌の培養配布は農事試験場で行われた。

(6)台風の襲来

昭和9年9月21日、前夜から朝にかけ超大型の室戸台風が襲来した。平均風速35km/h 瞬間最大風速60m/sで数時間で大被害をもたらした。過去40年来の暴風雨で農作物は大被害をうけ、多年にわたる農村疲弊に続き農村はどん底におち込んだ。過去40年来の暴風雨で農作物は大被害をうけ、多年にわたる農村疲弊に続き農村はどん底におち込んだ。

農会では、風水害の実地調査をする一方、販売可能商品の売りさばき、野菜種子購入の斡旋、被害の大きかった果樹へは優良品種への更新、養蚕地帯へは代用作 の研究と奨励を行った。県では、暴風雨農作物災害対策の協議会を開催し、被害額700万円の事後処理にあたった。農林省からは、平年作に対し5割以上減収した町村農会を対象に補助が行われた。

3.戦時下における農業の動向

(1)戦争初期における生産体制

昭和12年(1937)7月に日華事変がはじまり、8月には事変対策として農山漁村政策綱要をさき、銃後の農村の固めを強化する政策をとった。農村からは多数の応召兵士と徴発馬を送るほか、軍需上の労務も供給させられ、良質労働が減少した。肥料、飼料、燃料等の生産資材が欠乏し、合せて生産力は減退して きた。しかしながら戦争の遂行上食糧の生産の責任が前にもまして強化され、農村の食料生産の体制化と責任が課せられた。さらに都市にあふれた失業者(40万人)の救済対策として厚生省は帰農の奨励をはかったため、農村では受け入れざるを得なかった。こうした失業者は生産力として貢献しないばかりでなく農家 支出が膨大にならざるを得なくなり農家経済は窮迫化した。さらに事変下の農業対策としては、労働と生産資材の減少に反して以前にもよる生産力を発揮する にはも及ぶ勤労奉仕など共同作業の体制化を進める以外に道はなかった。そこで作業の共同強化をはかるため、農業経営共同化事業(小麦は、農事実行組合とすることし、1県少なくとも1,000団体を指定することし、昭和13年3月から5ヵ年継続で行われた。

政府の方針により本県では1,000団体を指定し、「農業共同作業奨励施設一統テ」を発表し、農会幹部に示している。これを受けて各関係機関において部 分的に行っていた農業の指導を系統農会が中心となって行うことになった。そのため農会では体制強化を目標に従来の農産物販売改善事業、小麦の販売統制、自 給肥料等の生産指導に加えて農村総合経営強化として特に戦時体制下の実情に即し農民精神作興、農家経済自給部分の拡充、農業労働力の補給調整、応召農家の 生活安定、軍需農産品の整備調達の強化をはかった。

一方県でも国策の遂行に伴い、有畜農業の奨励とそれに対する飼料の自給方針、きゅう肥の利用方針を立てて普及徹底をし農山村経済更正を促進させた。また 銃後生産対策としては月々の農事暦の発表と技術対策、肥料の合理的施用、自給肥料の増産、病害虫の防除と農薬の適正利用、副業の振興とその技術指導等共同 作業の推進を行った。農会、農業試験場と連絡協調して、「堆肥週間」をつくる等経営改善の推進を行った。

昭和13年は明治27年測候所が開設以来の雨量を記録し、米はほぼ平年並であったが麦は大不作、養蚕では大凶作となり、室戸台風襲来(昭和9年)より減少となった。また過去の戦時下における農産物の生産高を統計からみると、日清、日露露の年戦争時も生産力は作少としており、このときの戦時下においても労働力低下、生産資材不足から平年の生産力を維持することは困難とみられた。そこで、食料としてもまた燃料の原料としても利用できるサツマイモが重要視され 増産に力を注いだ。政府は燃料政策として無水酒精の専売計画を立てて(昭和12年3月アルコール専売法成立)増産計画を打ち出した。また県の農事試験場では、品種の選定、増収技術の開発試験に取りくんだ。

蚕業はしーヨンの進出により、重圧を受け繭糸価の暴落となったが、昭和14年の秋末からは需要が増加し高騰を続け、漸く更正の光明が見とめられた。昭和16年戦時体制に入ると食糧増産の必要上、政府の指示により1割を重質改植して減反し昭和18年には抜根を励行するなど食糧の確保を優先させた。しかし昭和17年には軍需物資としての重要性が増したため、割当て産繭の確保につめた。昭和18年には重要自給繊維として125万貫がわり当てられ生産率の増 進をはかった。「繭の増産並びに供出措置要綱」が定められ、また「戦時繊維非常措置要綱」が定められ繊維資源確保のための政策が打出された。

(2)農業生産統制の強化

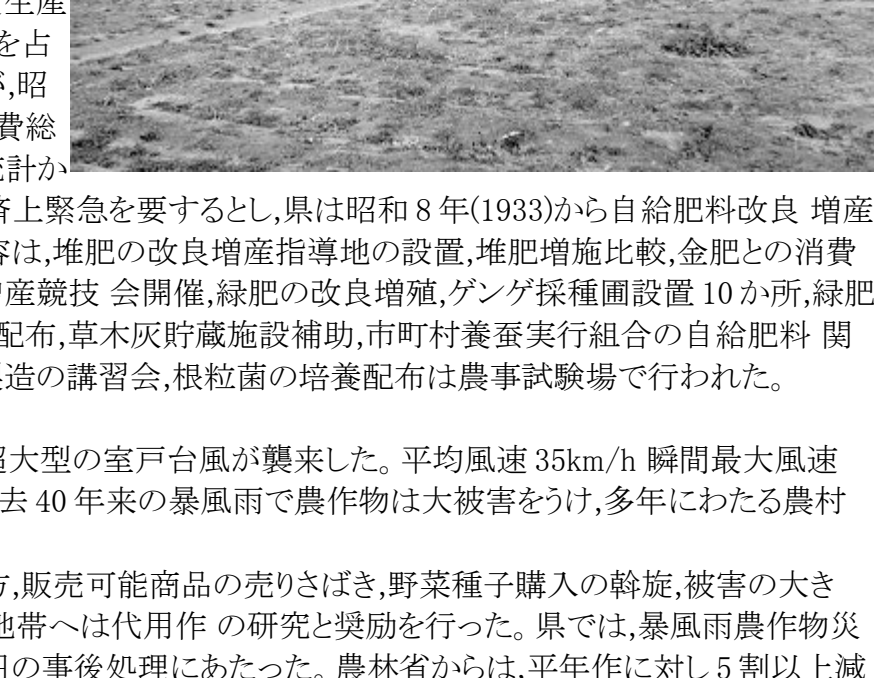
戦争の長期化、深刻化に伴い、食糧確保の必要性が高まり農村にますます食糧生産の責任が課せられてきた。農村では生産資材・労働不足が進行する一方で、生産統制と供出が課せられるようになった。戦争開始後、昭和12年9月には戦時における米穀の応急措置に関する件を公布し、政府の米穀の買入売渡の機能を拡大した。昭和14年4月重要農産物増産助成規則を制定し、戦時の食糧確保に食糧増産を目標に増産計画を立てた。食糧確保をより確実にするため、昭和14年11月には米穀の配給統制に関する応急措置に関する件を即日施行し)米穀の強制買上制を規定した。続いて昭和15年4月には、米の強制出荷命令を発動している。つぎに食糧確保をより強行するため昭和15年10月には米穀管理規則を規定し、供出数量の割当てを生産者、地主に行い米の国家管理を行った。戦争も深 まったこの頃の米の作況は天候にめぐって供出と昭和16、18、19年と不作が続いた。昭和19年4月には米穀増産および供出奨励に関する特別措置として農産物の集落割当てを行い、供出の責任体制を強化した。

麦類についても供出制がしかれ、昭和15年6月には配給統制規則により政府の強制買入措置がとられ、米と同様に、生産の統制下におかれた。一方生産資材の不足りが生産条件はたいに悪化してきた。昭和13年5月には、飼料作物の自給奨励制度を出して増産を奨励したが、昭和16年10月には、農地作付統制 規則を制定、ついで同12月27日には農業生産統制令をした。これにより農作物の作付農業労働力の組織化、生産方法、離農について、農会に統制機能を与えた。つぎに昭和19年1月には農業生産申告規則を制定し、農業生産統制令による生産計画や労働調査を行った。ついで昭和19年3月に制定した農業生産統制令では戦時農業委員会を指定し離農を制限し、徴用から除外する等農村の労働力、生産の担い手確保をはからなければならぬ事態となった。

飼糧配給統制法が昭和13年3月、に、農業薬剤配給統制規則は昭和15年10月に、農機具の配給統制規則が昭和15年11月に制定され、国からの米麦の供 出の割当に対し、生産資材不足で農家は供出量や自家用米確保に困窮した。生産資材の配給と統制については昭和12年9月には臨時肥料配給統制法により統制されたが、翌13年11月には肥料割当制が実施された。

一方、食糧も配給制から割当制となり昭和13年は米穀配給統制法がしかれ、米穀商は許可制となり従来の米穀取引所を廃止し、新市場の一元化をはかった。 つぎに昭和15年7月には米穀配給統制がしかれ、昭和16年4月には主食の配給通帳制となった。戦争も末期になった昭和20年7月には主食の1割減配(1人1日2合1人)を実施することとなった。 食糧以外の配給統制にはまず燃料が対象となり昭和14年7月に木炭、昭和14年8月には原料サツマイモ、昭和15年4月には石灰が配給対象となった。そのほか昭和15年には1月に生糸、6月には麦類、7月には青果物、小麦、8月には小麦粉、澱粉類、わら工品、魚、油、10月には牛乳、乳製品、鶏卵、11月には雑穀、昭和16年4月には鮮魚介類、昭和18年5月には薪炭、昭和19年7月には木材が配給統制化された。 昭和19年後半には配給停止となった。

国をあけての食糧生産確保も労力、生産資材不足から目的は達成できず、昭和17、18、19年の風水害により絶対的の不足を余儀なくされ困窮をさかれた状態で終戦を迎えることとなった。



第1図 徳島県の水稻作付面積と反収の変化

